

競争入札参加資格者の指名停止を行いました

「玄海町建設工事・委託業務に係る指名停止等に関する規程」により、指名停止委員会において審議し、下記のとおり指名停止を行いました。

1 指名停止対象業者及び指名停止期間

- (1) 対象業者：新明和工業 株式会社（流体事業部 営業本部 九州支店）
期 間：令和7年7月8日 から 令和7年9月22日まで（2.5か月）

2 指名停止の理由

特定エレベーター方式PS設置工事において、機械式駐車装置メーカーらで情報交換し、当該工事の供給に関する調整を行い供給価格の低落防止等を図っていた。このことが独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反するとして、令和7年3月24日、公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けたため。

3 指名停止期間の根拠

【玄海町建設工事請負・委託業務に係る指名停止等に関する規程】

別表第2

贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措置要件	期間
（独占禁止法違反行為） 6 県外において、他の公共機関の職員が締結した契約に係る工事等に関し、独占禁止法第3条又は第8号第1号に違反し、工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	4か月以上 12か月以内

※玄海町建設工事請負・委託契約に係る指名停止等の規程に関する措置基準第4条第2項第3号に該当するため、1か月加算

※ただし、玄海町建設工事請負・委託業務に係る指名停止等に関する規程第5条第2項に該当するため1／2に短縮

4 令和6・7年度建設工事等の発注実績

なし